第101回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第２日）

平成29年10月12日（木）

開議　午前10時

会議に出席した議員（16名）

１番	香美町	谷口眞治	２番	香美町	西川誠一
３番	新温泉町	池田宜広	４番	新温泉町	中井次郎
５番	豊岡市	青山憲司	６番	豊岡市	浅田徹
７番	豊岡市	伊藤仁	８番	豊岡市	上田伴子
９番	香美町	森利秋	10番	新温泉町	中井勝
11番	豊岡市	上田倫久	12番	豊岡市	嶋﨑宏之
13番	豊岡市	椿野仁司	14番	豊岡市	村岡峰男
15番	豊岡市	升田勝義	16番	豊岡市	広川善徳

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長	中　川　光　典
書　　記	有　田　　　亨
書　　記	北　村　翔　吾

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中　貝　宗　治
副管理者（香美町長）	浜　上　勇　人
副管理者（新温泉町長）	岡　本　英　樹
会計管理者(豊岡市会計管理者)	成　田　寿　道
代表監査委員	保　田　勇　一
事務局長	谷　　　敏　明
環境課長	榎　本　啓　一
監査委員事務局長	井　上　　　貢

議事日程

第１　諸般の報告

第２　議案（第５号議案、第６号議案）

一括上程

一般質問

第３　議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

１．開　　議

２．諸般の報告

３．議案（第５号議案、第６号議案）

一括上程

一般質問

14番　村　岡　峰　男　議員

１番　谷　口　眞　治　議員

４．議案ごとに質疑、討論、表決

５．閉会宣言

６．議長あいさつ

７．管理者あいさつ

開議　午前10時00分

○議長（広川善徳）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第１　諸般の報告

○議長（広川善徳）　日程第１、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に遅刻届のありましたのは、伊藤仁議員であります。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

14番村岡峰男議員。

○議会運営委員会委員長（村岡峰男）　おはようございます。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から行います。

質問通告のありました議員は２名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また、極力重複を避け、簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても、質問の趣旨を的確に把握されて、適切、簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行い、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（広川善徳）　以上、報告のとおりご了承願います。

日程第２　第５号議案～第６号議案（平成29年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第１号）外１件）

○議長（広川善徳）　日程第２、第５号議案及び第６号議案平成29年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第１号）外１件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき順次議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員　14番、村岡です。早速、通告に基づき質問に入りたいと思いますが、まさに今、衆議院選挙のさなかであります。また、３日後には、私どもの４年間を決める市会議員選挙も直前になっています。簡明に、そして短時間で質問を終えたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

北但１市２町にそれぞれ設置されていた施設を廃止して広域化すること、燃やすことなどを理由として、根強い反対の声を、また、都市計画法による用地買収に対しても地権者を初め反対の声がある中で、強制収用までして確保した広大な用地に施設は完成し、昨年８月、本格稼働して１年余りが経過いたしました。地権者や地元住民、さらには、竹野川流域住民の暮らしに不安や心配事が

あってはならないことは当然のことだと感じています。この立場から２点質問いたします。

第１は、木谷川、竹野川の水質保全問題であります。２月の私の質問で当局の答弁では、施設内の水質検査はするけれども、施設外、いわゆる木谷川の水質検査はしないと、まさにする必要はないかのごときの答弁がございました。私は、やはりこれは当局の側からは心配ないと、問題ないんだということを繰り返しされていますけども、であるならば、余計にきちっと調査をして、住民にも、こういう数値だから心配ないんだという立場で臨むべきではないでしょうか。これが第１です。

第２は、報告がされた中に、平成28年度の地元などとの協議・報告の状況ということが報告をされています。昨年８月以降、水銀の混入による炉停止ということが６回ですか、ありました。そのことがこの地元への報告の状況の中には一言も触れられていません。なぜなんでしょうか。少なくとも地元にも報告をされたわけですから、このことについて記述がされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、同じくそのページの中で、平成29年３月10日に鳥インフルエンザに係る施設運営委員会への説明会、あるいは３月27日にも坊岡区への地元説明会が行われています。この鳥インフルエンザの鳥の処分でなぜこの施設がかかわるのか。九州等々で鳥インフルエンザが大流行したテレビの画面をよく見るわけですが、どの画面でも埋設処理が行われておるように私どもは思ってまいりました。ところが、そうではなくて、焼却なんだということがこの地元への報告を読んで初めて私も理解をするんですが、このことについて地元へ説明をされて、地元の反応あるいは地元からのこの質問等々についてお聞きをしたいと思います。少なくとも地元の中から、施設ができるまでこのことは一言も報告も協議もなかったと、できてから報告とは何だと、最初からわかっとれば賛成してなかったというような声もあったやにこの資料をいただいていますが、その点も含めて地元の対応についてお聞かせください。

以下は、２回目からの質問に移ります。

○議長（広川善徳）　答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治）　私からは、鳥インフルエンザについてお答えをいたします。

この鳥インフルエンザが発生した場合の処理につきましては、家畜伝染病予防法に基づいて対応がなされることになっております。国の指針に基づきまして、実際に鳥インフルエンザが発生した場合には、知事、それから家畜防疫員及び市町村長が指針に基づき適切な対応、措置をとることになっております。さらに、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関して協力を求めることができるというふうな立て方になっております。さらに、実際に鳥インフルエンザが発生した場合には、その所有者は、遅滞なく当該死体を焼却し、または埋却しなければいけない、こういう義務が課せられております。こういった事態に関して兵庫県は、鳥インフルエンザの患畜の処分方法について焼却を基本とするということを決定をしています。したがいまして、その焼却に対して知事の側から、このごみ焼却施設を保有している団体に協力依頼があったという、まず経緯がございます。

当組合では、この高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法に基づき処理する場合については、廃掃法の適用がないと、つまり廃棄物ではないということになっております。この施設は、国の補助、交付金を受けてやっておりますので、その関係で、目的外使用する場合には環境大臣の目的外使用の承認申請をとる必要があるというふうになっておりますけれども、それはそのときにとるわけでありますけれども、いざというときに、地元の信頼関係のもとにつくり上げられてきたこの施設でございますので、あらかじめそういった処理をするということについて地元の側に説明をし、了解を得るという手続をとったということになります。

ちなみに、地元との運営協定書の中にも、要は関係市町の区域から発生した廃棄物以外のものも、管理者が特別の事情があると認めた場合には処理してよいと、こうなっておりますけど、ただし、そのようなものを搬入する場合には、事前に協議を行うものというふうに地元との協定書の中に書かれてございますので、この協定書に基づき、いざということが起きた場合に、兵庫県知事の側から、この但馬管内で発生した鳥インフルエンザに罹患した鳥を殺処分したものについて焼却の協力を求められれば、管理者としてはこれを受けることとし、そして先ほど申し上げたような手続を踏まえて行いたいといったようなことでございます。

ですので、そもそもこれがなかったからどうのこうのという議論とは全く関係ない議論だろうと思います。おっしゃったようなご意見はあったことは確かでありますけれども、そういったことについてきちっと理由をご説明をし、地区としてはご了解いただいたものと、このように考えているところです。さらに言えば、私たちの地域で出たものを、嫌だからといってほかの他のエリアに焼却処分してくれといって持っていって認められるはずもございませんので、私たち自身の問題としてこれは受けるべきであると、このような判断をしたところです。以上です。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　私のほうからは、炉停止の報告の記載がないということについてご答弁を申し上げます。

まず、地元に関しましては、先ほどご指摘のありました施策の報告の中での月例報告として、運営協定第７条に関する報告ということで報告をさせていただいております。この中には、ごみの受け入れ状況であったりとか、環境監視に関する報告として排ガスの状況等についても毎月報告をいたしております。特出しで、この報告の中に書かれていないということにつきましては、この停止自体が環境管理マニュアルで定められた自主保証値を超えるおそれがある、あるいは超えたために運転手順に従って焼却炉を停止させる措置をとったものでございますので、記載をいたしておりません。

○議長（広川善徳）　榎本環境課長。

○環境課長（榎本啓一）　私からは、木谷川、竹野川の水質検査は必要ではないかということについてお答えをさせていただきます。

組合では、建設工事による木谷川の水質への影響を把握するため、工事完成後の昨年の８月までの毎月、木谷川で施設の上下流２カ所において水質検査を実施しています。平成28年４月から試運

転を兼ねたごみ処理を開始することから、森本・坊岡区と運営協定締結への協議、説明会を行いました。森本区、坊岡区の委員で構成する合同検討委員会や坊岡区説明会において、木谷川の水質試験の実施について、煙突から出る各種物質が地表に着地し、雨水により流れ出るおそれがあることを心配される方がおられ、調査を求める意見がありました。

組合では、施設内で使用する水は、クローズドシステムであり、放流しないため影響を与えるものではないこと、排ガスは、大気汚染防止法に定められた規制値より厳しい自主保証値で運転管理されていること、また、仮に木谷川で調査を行ったとして、水質が基準値を超えても原因の特定が困難なこと、運営事業者であるほくたんハイトラストが、雨水の流入先である洪水調整池で運営期間中、年２回、第三者機関に依頼して水質検査を行うことを説明し、木谷川での水質試験は実施しないことを了解いただいています。

○議長（広川善徳）　14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員　続いて、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、記載がない問題ですけども、私は、運営協定７条で報告してると、問題がないから手順上もあるいは問題がないから記載はしないということではなくて、やっぱり炉を停止したということは、これはそれなりの問題があるから、あるいは業者の自主規制値を超えて管理上の手順に基づいてとめとるわけですから、やっぱりとめたんだという、そのことは記載があっても私は一つもおかしくないと。あえてされてないような気がしてならないんですが、そういうことではないんでしょうか。記載があってもおかしくない、間違いではないと思うんですが、再度お答えください。

○議長（広川善徳）　中貝管理者。

○管理者（中貝宗治）　おっしゃるとおり、あっても別におかしくありませんし、なくてもおかしくないと、このように考えております。

○議長（広川善徳）　14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員　書かれてあっても問題はないわけですから、あえて書かないんじゃなくて、あえて書いていただきたいと、今の問題についてはね。そのことを今から書けと言ってもなんですけども、今後あってはなりませんけども、今後もし同じようなことがあったら、そのときには記入を願いたいと強く申し上げておきたいと思います。

それから、水質検査の関係ですが、このクローズドシステム、場内の水は全く外に出ないから問題ないんではなくて、煙突から大気の中にたとえ微量であっても出るわけですから、そのものがやっぱり住民の皆さんの中に不安だという、心配だという声は依然としてあるわけですので、それは応えていただきたいと。検査をして問題がなければ、それはそれで安心だし、それでいいわけですから、それをしないしないと言われれば、余計にこれは問題があるんじゃないかなということを思うのと、洪水調整池に入ると。入った分についても、それはそこでの基準内だから調査の必要はないというふうに２月の質問でもお答えになってますけども、洪水調整池は、場合によってはあふれるわけですね、雨量によっては。そうすると、そのことも含めて、これはやっぱり調査をするという立場に立っていただきたいということを重ねて申し上げたいのと、もう一つは、２月の質問の中

で、県が竹野新橋で毎月水質検査をしとるんだということを言われてますね。これはこの施設とは関係なく、県内の全河川でやられとる一般的な水質検査だと思うんですが、そういう理解でいいんでしょうか。

○議長（広川善徳）　榎本環境課長。

○環境課長（榎本啓一）　まず、排ガスの中のものが河川に落ちるということで言われたんですけど、そういったものが洪水調整池を通して川のほうに流れるということで、洪水調整池の水質検査をさせていただいているということと、県のホームページで公開されてる資料につきましては、これにつきましては、検査項目につきましては、人の健康の保護及び生活環境の保全で維持させることが望ましい基準について、人の健康の保護に関する項目27項目と、生活環境の保全に関する項目５項目について測定が行われており、妥当なものだと思っております。

○議長（広川善徳）　14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員　木谷川、竹野川での水質検査については、されるまでしつこくこれは質問したいなと思っています。

　それと、今言われた県の調査ですね。これは竹野川だから調査じゃなくて、ほかの河川も含めて県が一般的に行ってる水質検査の範疇あるいは水質検査だと理解するんですが、それはそういうことですね。再度。

○議長（広川善徳）　榎本環境課長。

○環境課長（榎本啓一）　そういうことでございます。

○議長（広川善徳）　14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員　じゃあ、鳥インフルエンザの関係で質問をさせていただきますが、これまで全国で例が３つほどあると、３カ所ほどね。ということが言われたり、説明資料をいただきまして、いろいろ目を通しながら何点か疑問に思うことがあるもんですから質問をしたいと思うんですけども、県が焼却が基本だというふうに説明をしてきたのは、このいただいた資料によると、昨年の12月にその文章があるんですが、県としての方針はこの昨年の12月からなんでしょうかというのが１点。

　それから、大体鳥を５羽から６羽ずつ段ボール箱に入れて、あるいは卵もその中に入れて、表面を消毒した後、農場内で一時保管をして、ペール、ペール積み込みというふうに書かれてるんですが、いずれにしても、段ボールの中に入った鳥というのは、この施設のどこに運ばれて、どういう手順で炉の中に入っていくのか、そのことをお聞かせください。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　まず、私どもで最終的にこういう鳥インフルエンザが発生した場合にどういうふうにしてやろうかということは、まだ詳細は決定をされておりません。今、私どもの規模、142トンの焼却炉でいえば、約それの15%程度の割合でいけば可能ではないかというふうなことを運営事業者のほうから回答を得てるわけですので、約１羽が２キロとしますと、約１万1,000羽弱という数字が焼却可能だというふうなことで、搬入路としては、一般のごみの搬入路を使うんではなくて、直接投入できる炉室側の搬入路からエレベーター等を使って入れ込むほうが一番安全ではないかと

いうふうな概略的な搬入計画をしておりますけども、そういうふうなことに、今後、具体的にどの程度可能かということを実証試験みたいなことをされるような計画もあるようですけども、まだそのことについては具体的にはお話が参っておりません。

焼却と埋却という方法が決められてるわけですけども、埋却したところで、再度掘り起こしてまた焼却したという例もあることから、兵庫県では、この12月28日に通知がありましたように、焼却という方針に決定されたというようなことをお聞きしております。

○議長（広川善徳）　14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員　確認をさせていただきますけども、資料で、いわゆるホッパーに投入すると。だから、いわゆるごみピットですか、ごみの集積の、そこには投入はしないわけですね。ホッパーというのは、炉の中に直接ということでいいんでしょうか。

それともう一つは、段ボールの箱を機械でこうして入れられると思うんですが、この写真を見ると、どうも何だか手で放り込んでるんですけども、段ボールを一々手で持って投入ということになるんですか。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　私どものほうに入ってくる兵庫県の考え方は、ミッペールという密閉された箱の中に入れて持ってくるということで、段ボールではございません。直接、県のほうの防疫員等が炉のほうに投入をするということで、私どものほうは、一切そこの部分についてはかかわらないというように聞いております。

○議長（広川善徳）　14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員　じゃあ、もう１点だけ。焼却処分は72時間以内にしなさいというのが農水省の指導ですね。72時間以内に仮に、今答弁では、１万1,000羽ですか、は可能だと。ということは、72時間というのは３日ですね、３万羽程度、これ一生懸命やってもね。鳥の採卵場あるいはブロイラー等々を見ても、一たびインフルエンザが発生すると、数万羽がこの処分の対象になることが多いわけですけども、５万羽あるいは５万を超える場合に72時間ではとても処分できないということになると思うんですが、その際はどういう手順でどういう方法でされるのか、再度確認をさせてもらいます。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　お聞きしてるのは、ミッペールで、ウイルス菌が外に出ないということになっておりますので、その時間的なものは多少は余裕があるというふうなことをお聞きしておりますし、処分計画の中で、時間的な経過が長くなるということであれば、これは県民局単位での協力体制になってるんですけども、他の県民局のほうに要請をかけて処理する方法も考えられるというようなことをお聞きしております。

○議長（広川善徳）　14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員　最後にしたいと思いますけども、いずれにしても、この施設へ鳥インフルエンザの鳥が焼却処分されるというようなことがあってはならないなと。少なくとも鳥インフルエンザそのものが、但馬でそういう事態が起きないことが最大の問題だというふうに思っておりますけども、そ

の立場で今後もこういう被害がないように一方では全力を尽くさなきゃならないなということを痛感しながら、もし万が一そういうことがあった場合についても、住民との関係をしっかり理解を求めながら対応していただきたいということが１点、それから水質検査についても、どうぞ安全であるということを証明できるようなためにも木谷川での検査を再度求めて、質問を終わります。

〇議長（広川善徳）　以上で村岡峰男議員に対する答弁は終わりました。

次は、１番谷口眞治議員。

〇谷口眞治議員　それでは、１番、谷口眞治です。３項目を通告しております。通告に従って質問したいと思います。

まず、１点目のごみの減量、資源化でありますけども、この関係につきましては、これまでもこの問題を取り上げておりますが、今回は、平成28年度の実績を踏まえて再度確認させていただくという意味合いでございますので、よろしくお願いします。

２点質問します。まず１点目は、ごみの搬入量と減量化がどこまで進んだかというふうなことでございますけども、前回も、いわゆる一廃計画との実績の差、この辺を中心に質問しましたので、この辺の実際の差の中がどうなっているのかということをお聞きしたいというふうに思います。あわせて、減量化がしっかり進められてるのかということで、その点についての評価をお願いします。

２つ目でありますが、汚泥焼却を始めておられますけども、改めてその影響がどうだったのかという点をお伺いしたいと思います。

それから、２項目めでありますけども、先ほど村岡議員の質問にもありましたが、８月７日から12月20日にかけて５カ月の間に水銀等の排ガスの自主保証値超過も含めた焼却炉停止が７回起こってると。さらには、自主保証値超過があったけど、停止はしなかった、これが１回というふうなことがあったんですが、この点について何点か伺いたいと思います。

まず１点目が、監査委員さんにお伺いしたいと思うんですが、決算審査意見書の監査委員さんのこの所見には、焼却炉停止、こういったことの言及がありませんが、それはなぜかであります。

それから、２つ目には、これも既に村岡議員のほうからの質問がありましたが、28年度決算の主要な施策の成果の中でもこの焼却炉停止の言及がないということで、先ほどあってもなくてもというふうな管理者のご答弁あったんですが、私は、これだけの焼却炉停止があれば、当然言及をして、これに対する総括っていいますか、二度とこういうことが起こらないようにすべきだと思いますけども、改めて、あってもなくてもというよりも当然あるべきだと思いますけど、その点どうでしょう。

それから、３つ目には、焼却炉停止が起こったわけですけども、これがしっかりと検証されたのかということ。

それから、４点目には、試運転というふうなことでありますが、今回、平成28年度４月完工、４カ月間試運転して、28年の８月から本格稼働というのが本来の計画だったんですが、これがいろいろな規則見直しとか残土処分、さらには積雪というふうなことで４カ月おくれになって、試運転が、この期間がなしに28年４月から構成市町のごみの全量受け入れ稼働、こういったことを実施したわ

けでありますけども、これまでもここでこういった問題については、私は、試運転なしで本当に安全性に問題はないかというような指摘もしてきたとこでありますけども、試運転が本当に十分行われたのかということで、特に８月以降のこういった焼却炉停止があったわけですので、これについてお伺いしたいと思います。

それから、５点目には、焼却炉停止の運営事業者の責任でありますが、これについて責任がないのか。少なくとも９月23日のいわゆる一酸化炭素の自主保証値超過の原因は、運転員のごみの攪拌不足というようなことで事業者は認めているわけでありますから、少なくともこういった事業者責任ですね、こういったものが問われるべきではないかと思いますが、その辺もお願いしたいと思います。

それから、６点目でありますが、いわゆる再発防止の関係であります。12月20日以降には焼却炉停止は発生してないということで管理者のほうからもご報告がありましたが、そういった対応結果だと思いますけども、再発防止に向けてどういったことがされてるのかという点をお願いします。

それから、次に、３項目めに入らせていただきますけども、周辺住民の健康被害の防止対策ということで３点伺うということでありますが、まず１点目でありますが、水銀の規制ということで、水俣条約に基づくごみ焼却施設の水銀規制というようなことが具体化されたと思うんですけれども、その対応をどうするかということが１点目。

それから、２点目が、大気汚染対策は十分にとられてるかという点。

それから、３点目の木谷川の水質汚染防止対策ということにつきましては、これは村岡議員のところでご答弁がありましたんで、これにつきましては結構でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（広川善徳）　答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治）　私からは、水俣条約に関するご質問にお答えをいたします。

水俣条約につきましては、平成29年５月18日に水銀に関する水俣条約の締約国が50カ国に達したため、90日後の平成29年８月16日に水俣条約が発効いたしました。また、大気汚染防止法の一部を改正する法律等の水銀大気排出規制に関する法令は、平成30年４月１日に施行され、同日から水銀排出施設の届け出や排出基準の遵守などの水銀大気排出規制が開始されます。測定方法が異なりますので、一概の比較はできませんが、あえて言えば、クリーンパーク北但の規模では、新たな排出基準は自主保証値として以前から当施設で行っております１時間平均50マイクログラム／ノルマル立米と同じです。したがいまして、既にこの自主排出基準そのものが新たにできました基準と一緒でございますので、改めてこの法改正に伴ってこの施設として特に施設整備等は必要ないものと、このように考えているところです。従来からやっております自主保証値を守るという態度を徹底していけばいいのではないかと、このように考えているところです。というか、徹底していきたいと考えております。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（広川善徳）　保田監査委員。

○代表監査委員（保田勇一）　決算審査意見書の監査委員の所見で焼却炉停止の言及がないのはなぜか、そういったお尋ねをいただいたわけでございますが、平成28年度決算審査におきまして焼却炉の停止については、当局から説明を受けておりません。したがいまして、決算審査意見書での所見もないということでございます。以上です。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　それでは、私のほうから、ごみの排出量と減量化についてお尋ねをいただきました。

ごみの搬入量と減量化につきまして、平成28年度における一般廃棄物処理基本計画では、４万1,029.91トンで、実績は３万9,107.17トンとなり、計画に対する割合は95.31％でした。ごみの減量化は、ほぼ想定どおり進んでいるものと思われます。減量化の推進につきましては、北但行政事務組合の所掌はごみの中間処理であり、ごみの減量化の責務はそれぞれの構成市町が負っておりますので、具体的な取り組みについては各市町にお尋ねいただければと思います。

なお、組合が実施しております減量化の取り組みとして、施設見学者対応や環境学習の中での３Ｒを中心に啓発を行っているところでございます。

次に、汚泥の焼却の影響についてお尋ねをいただきました。

下水道汚泥は、一般的な燃えるごみに比べて水分を多く含んでいますが、ストーカ炉でのごみ焼却は、ごみ量とごみの持つエネルギーによって発生する蒸気流量で制御されているため、焼却時に焼却ごみに対する汚泥の割合が10％程度以下であれば運転に影響しないことが株式会社タクマで実証されております。なお、ことし４月から８月までに搬入されている下水道汚泥の焼却ごみに占める割合は9.5％であり、運転に影響するものではございませんでした。

次に、焼却炉の停止について、決算の主要な施策の成果に記載がないということにつきましては、さきの議員でご答弁させていただいたとおりでございます。

焼却炉停止をなぜ起こしたのか、検証したのかということでございます。

焼却炉の停止に至った経緯については、運営事業者からの状況報告により詳細な確認及び検証をしております。いずれの焼却炉の停止についても、環境管理マニュアルに定められた自主保証値内を超えるおそれがあること、また、超えるため運転手順に従い焼却炉を停止させる措置であり、正常に運営が行えている結果と言えます。

焼却炉の停止に至った原因として、１つ目に、有害なガスを多く発生させる水銀を含む体温計等の危険ごみを焼却したことによるもの、２つ目に、運転操作員の経験不足によるものと、２つ上げられます。

１つ目の有害なガスを多く発生させるごみについては、該当するごみがごみピットへ混入した場合には取り除くのが非常に困難であるため、事前にごみピットへ混入させないことが重要となってきます。対策として、構成市町にも、水銀使用製品の拠点回収や分別徹底の周知の協力を行っていただき、組合では、展開検査の実施等により不適切なごみの混入を防ぐことにより再発防止の取り

組みを行っています。

２つ目の運転操作員の協力については、運営事業者において焼却炉運転における手順、基準の見直しと運転員への再教育を行い、再発防止に努めております。

試運転は適切に行われたのかというお尋ねをいただきました。

試運転につきましては、全ての項目で要求水準を満たしていたので、適切に行われたというふうに考えております。

次に、炉停止について運営事業者の責任はないのかというお尋ねでございます。

組合条件によりまして、地元で未経験者を含め採用された職員に対し、運営事業者の十分な事前教育が行われましたが、異常時に対する対応能力が不十分であったというふうに考えております。そのために再教育の要請もいたしております。炉の停止につきましては、安全・安心な運転を担保するもので、その原因が業者の直接的で明らかな過失によるものではございません。したがいまして、昨年の排ガス自主保証値を超える、または超えるおそれのある炉停止については運営事業者の責任ではないと考えております。

次に、再発防止についてお尋ねいただきました。

先ほどでも答弁をさせていただきましたが、社員の再教育が実施され、十分に研修を積まれたことによって、昨年の12月20日以降、現時点まで炉停止に至る事象がないことから、過去の炉停止の経験から再発防止ができているものと考えております。ただし、水銀混入のように、運転員の操作によるものでなく、搬入するごみに起因するものもあります。万全の対策で取り組みますが、対応できる範囲には限りがあるところから、予期せぬ炉停止が起こり得る可能性があることもご承知いただきたいと思います。

私からは以上です。

〇議長（広川善徳）　榎本環境課長。

〇環境課長（榎本啓一）　私からは、大気汚染対策についてお答えさせていただきます。

大気汚染の対策につきましては、法規制値よりも厳しい自主保証値を設け、環境への配慮を十分に行って運営しています。また、水銀のほか、一酸化炭素など排ガスの測定値に関しましても毎月地元へ報告、ホームページなどでお知らせしています。

なお、水銀につきましては、水俣条約が発効したことに伴い、大気汚染防止法の一部を改正する法律等の水銀大気排出規制に関する法令が平成30年４月１日から施行され、新たな排出基準として現在の水銀自主保証値と同じ50マイクログラム／ノルマル立米となります。

〇議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

〇谷口眞治議員　それでは、２回目の質問に入らせていただきます。

まず、ごみの減量化、資源化でごみの搬入量と減量化の点ですが、実績の表を見せていただきますと、豊岡市で一廃計画との比較では0.06、ほとんど一廃計画と同じぐらいの実績ということであります。ただ、そのほか香美町が11％をいわゆる下回る、さらには新温泉町が17％下回るというふうな、こういう数字が出てきておるんですが、このそれぞれ香美町、新温泉町、これはそれはそれ

なりに評価できるんですが、豊岡市が一廃計画とほとんど変わらないという、この数字をどういうふうに見たらいいのかなという点を再度聞きたいと思います。

それから、減量、資源化の関係につきましては、構成市町のいわゆる所掌だということで、北但の仕事ではないと、中間処理のみだというふうなことで今ご答弁いただいたんですが、この中間処理と言いながら、やはり北但としても、いわば構成市町と一緒にこの減量化、資源化、こういったものに取り組んでいくことが必要ではないかと思うんですが、この辺、具体的に、もう全くそれぞれもう構成市町に任せて、北但は知らないよというふうなことでいるのか、この辺のいわゆる調整っていうんですか、こういったことも必要ではないかと思うんですが、その点についてどう考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、汚泥の関係につきましては、いわゆる10%までであれば大丈夫だというようなことで運営事業者からお聞きしとるというふうなことで、28年の４月から８月までの状態は9.5%で問題ないんだということでありますが、あれでしょうか、今後のこの汚泥の量、こういったものがふえてくるのか、もう10%以上というふうなことになればどうするのか、今後の汚泥量のいわゆる見込みと10%を超えた場合の対応っていいますか、この辺について現時点で考えておられるのか、その点もお聞きしたいと思います。

それから……。

○議長（広川善徳）　議員に申し上げます。一問一答でお願いします。

○谷口眞治議員　わかりました。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　豊岡市のごみの量の計画と実績との差についてのコメントみたいなことをおっしゃいましたけども、私どもではどういうことが原因なのかは把握できませんので、豊岡市のほうにお聞きいただければというふうに思います。

あと、中間処理のみということの中で、減量化についても北但行政がかかわってくれればということなんですけども、私ども、組合の規約の中に共同処理事務ということで、組合は広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ・汚泥の処理に関する事務を共同処理するということで、設置と維持管理をやるんだというふうなことが所掌事務となっておりますので、改めてこの部分についてはご議論いただければいいのかなというふうに思います。

それとあと、汚泥が10%以上になった場合についてどうだということですけども、現在のところ、先ほど答弁をさせていただきましたけども、9.5%なり10%以下でありますけども、将来予測については、汚泥もやっぱり人口に起因する分でありますので、ごみの減量と汚泥の減量というものは並行になっていくんではないんかなという予測をしております。仮に多少その量が多くなったとしても、攪拌を十分に行ってやることによってそれは運転が可能だというふうなことだろうと考えております。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　それでは、３回目に行きますけども、一廃と実績、これについては、それぞれ構成町

でお聞きしてくれということでありますので、これはこれでまたあれです。

それから、汚泥の関係ですけども、人口起因でということは、これからいわゆる10パー以上を超えるというふうな、こういった見込みはされてないということかということを１点ちょっと確認したいと思います。

それからあと、いわゆる北但行政事務組合がごみの減量化、これについては、設置と維持管理のみというふうなことだから、これについては考えてないというふうなことだと思いますけども、この点については、当然構成市町と、それから北但とがやっぱりしっかりと調整しながらやるべきではないかということをちょっと指摘だけしておきたいと思います。

先ほどのちょっと１点だけお伺いしたいと思います。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　一般廃棄物処理基本計画が38年までの計画を掲載しておりますけども、おおむね汚泥との比率が10％ということでございます。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　それでは、２問目の２項目めに入らせていただきます。

まず、いわゆる監査委員の所見には焼却炉停止の言及がないということは、当局から説明がなかったと、受けてなかったというふうなことでありますが、監査委員につきましては、どうなんでしょう、議会でもまた報告があったりしとったんですが、これについて、説明がなければなかったでいいんですが、例えば監査委員さんのほうから、こういったことが起こってるようだけど、これについてどうなのかというやはり突っ込んだいわゆる審査がされたのかどうかという点が少し気になります。せっかく新しい施設ができて当然順調に運転されてしかるべきときに、こういった事態が起こっとるということについてしっかりと審査いただきたいと思いますので、再度それについてお伺いしたいと思います。

それから……。

○議長（広川善徳）　一問一答でお願いします。

保田監査委員。

○代表監査委員（保田勇一）　実は焼却炉の停止のことにつきましては、私は承知をしておりませんでした。これは資料収集に努めるというのは当然のことではありますけれども、ただ、私は、５月に就任しまして、それ以前のことにつきましては実は情報収集が少し粗雑になっていたことは、これ否めないなというふうに思っております。ただ、決算審査の折に当局からの説明もありませんでしたので、意見のつけようもなかったわけでございますけれども、ただ、一般的、基本的には、決算審査における監査委員の権能というようなことを考えてみますと、財務に関する事務が法令規則に違反していないか、予算の目的に反していないか、あるいは財政運営、それから資金収支、こういったものが健全かつ効率的に行われているかというようなことについて、提出された決算書であるとか資料等を審査する中で確認して、必要ならば意見をつけると、そういったようなことになろうかと思うんです。

このたびの焼却炉停止につきましては、実は質問をいただきました後に当局に問い合わせをしましたところ、運転管理上のことであったと。これは先ほどからの説明にあるとおりでございますが、管理上のことであったということ、それから法令違反もない、それから財政運営上も影響はなかったというふうに確認できたわけでございます。もちろん好ましいことではございませんので、決算審査意見書の要望事項に記載しておりますとおり、今後とも施設が順調に稼働し、運営業務の改善等が図られながら、安全で安定した運転を最優先に取り組んでいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　それでは、監査委員さんがそういう事態は承知されていなかったというふうなことで、審査のしようがなかったというふうなことだったかなというふうに受けとめましたが、それでは、先ほどのいわゆる監査委員さんのご答弁の中で、当局に確認したら、運転管理上のこと等々、こういったことの説明を受けたということですけども、監査委員さんに28年度のこういった状況をいわゆる報告しなかったかということを改めてちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（広川善徳）　中貝管理者。

○管理者（中貝宗治）　これまでもこの議場で答弁させていただいておりますけれども、これは安全運転をしたというだけのことであります。法的に求められてる基準よりもはるかに厳しい自主保証値を設け、地元の方との信頼関係上、何か少し気になることがある場合には、一定の条件のもとで安全運転をして一度とめますという、いわば正しい行為をしてるだけのことでございますので、先ほど運転管理上の問題というようなことを職員が伝えたようでありますけども、その程度の問題であると。したがって、あってもいいし、なくてもいいことだというふうに思います。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　当局のそういう考え方で、したがって、監査委員さんにもそういう説明がなかったのかということを改めて確認をしました。いわゆるこの２つ目の項目なんですが、結局、焼却炉停止のこの言及というのは、これまでも管理者が言われてる、あくまで安全運転の一時停止だけだという、そういう認識だというふうなことですが、やはりこの事態ですね、これを見るにつけ、そういった簡単に済ますような、そういう内容ではないなというふうなことで思ってます。どちらにしても、８月から12月の５カ月間に７回も停止してるというこの事実は事実でありますから、これは当たり前のことじゃない、異常事態だと私は思います。これまでもこれは事故であるかどうかという議論もしたんですが、再度その辺についての認識は変わらないのかどうか、その点ちょっと管理者、お願いします。

○議長（広川善徳）　中貝管理者。

○管理者（中貝宗治）　いや、もう何度もお答えしたところです。この自主保証値というのは、地元の方々に対して、もちろん施設をつくって運営する側が私たちに対して保証した値でもありますけれども、何よりも重要なのは、地元の方々に対して私たちがその自主保証値というものを保証してい

る。したがって、その保証値を守れなくなるような場合には、安全運転のためにとめますということを言っている。でもそれは、どちらにしても法的に求められる安全基準よりもはるかに低いレベルのことでありまして、地元の方々にはちゃんと報告をし、議会にも、今は議会があるたびに、もしそのことがあれば報告しているものでございますので、何ら問題はないものと、このように考えております。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　その点については、自主規制値が超過したという、この排ガスが、これ自体が非常に問題でとめたというふうに私は捉えておりますので、そういった点では少し違うなあということを指摘しておきたいと思います。

　それから、次に、焼却炉の停止の検証でありますけども、マニュアル等でそれぞれチェックをしたということで、具体的にいわゆる事前の混入防止というふうなことでそれぞれ徹底されたということとか、あと、展開検査ですね、それが触れられましたが、展開検査によって有害物質っていうか、こういったことの検出がされたのかどうか、その点についてだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　展開検査につきましては、28年の11月17日木曜日と29年の３月22日の２回実施をしております。そういう体温計であるとか細かいもんですから、入ってきた袋を破って検査しましたけども、そういうものの発見はできませんでした。ただ、搬入ができない事業系の廃プラであるとかいう部分が混入をしておりますので、そういうふうなことをご指摘をして、今後搬入しないよう指導したというような中身でございました。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　それはわかりました。

　次に、試運転の関係でありますが、要求水準どおり全ての項目がオーケーだったというふうなことであるわけですけども、８月以降のいわゆるこの炉停止と以前のこういう試運転、こういったこと、十分それができておれば、炉停止という、たび重なるこういったことが起こらない部分もあったんではないかというように思うんですけども、どうもいわゆる試運転が十分できて、その上でというふうなことは少し私自身、理解がちょっとしかねるなと思ったんですが、確かに施設とかでそれが十分にいってるかどうかですけども、いわゆる試運転、それからあと、運転指導ですね、こういったことも入ってると思うんですけども、そういったことが本当にきちんとされておれば、この８月以降のこういったことは起こらなかったと思うんですが、再度その辺がしっかりとできていたのか。特に運転指導のいわゆる攪拌不足とか、そういったことが一酸化炭素の濃度の関係では出てくるわけですけども、その点についてはどうなんでしょう。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　まず、試運転につきましては、28年２月に受電してからそれぞれ負荷運転をしたり、予備性能試験をしたり、安定稼働試験をしたりして180日間の試運転をやったということで

す。ごみ焼却炉における運転につきましては、かねてから申し上げてますけども、ごみに地域特性があったりとか季節ごとによって多様なごみが入ってくるということで、一様な運転ではございません。したがって、２月から７月末までと８月以降のごみは、当然違ったごみが入ってきて、また、本来入ってくるべきものではない体温計というような水銀を含むものが入ったときの対応というものは、そういうふうな訓練はなかなかされておりませんので、そのことが十分満足する結果として、振り返るとなっていったのかなというふうなことは考えております。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　それでは、焼却炉のいわゆる停止の運営事業者の責任でありますけども、停止については、再教育を徹底したというようにご答弁があったんですが、それが起こったというこの事態をやはり事業者が再教育をしなきゃならなかったというそういった事実があるわけですから、この点について十分いわゆる対応ができていなかったというふうに私は見るべきだと思うんですけども、その辺について再教育を徹底したということでありますけど、これをどういうふうに見るのかという点を再度お聞きしたいと思います。

○議長（広川善徳）　中貝管理者。

○管理者（中貝宗治）　というか、その前に、そもそも何が問題なのかということです。議員は、運営事業者の責任という、そういったところからご質問になってるわけですけども、一体誰が迷惑を受けたのかと。つまり地域住民は、今回のケースですよ、例えば何か爆発物が入っていて、それで劇的に爆発をして炉が停止してしまったとして損傷を受けたとすると、これは損害が発生します。その場合は、もちろんむしろ持ち込んだ人の責任です。今回のことによって一体誰が迷惑を受けたのだと。地域住民に対する迷惑は全く起きていません。地域の人たちは、この施設が確かに自主保証値のとおりにとめたということで、信頼感がちゃんとむしろ高まっていると。あるいは行政側は、このことによって何か支払いがふえたのか。全くふえていません。そうすると、一体運営事業者の責任って何なのかというと、そもそも存在をしないということになります。もしあえて言うとすると、当該作業員と、その作業員の雇用主である事業者との関係で、作業員の責任があるかどうかぐらいのことだろうというふうに思います。それは私たちは関係のない話である、このように思います。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　実際迷惑かけてないから、何がこれが問題なんだということを言われたわけですけども、それでは、炉がこの炉停止によって何日間とまったのかね。ざっと１回に２日か、2.5日ということで、７回あれば十七、八日間とまってるわけですね。よく管理者は、今度の施設は24時間稼働で特にそういう一々立ち上げ、立ち上げをしてないから、ダイオキシンも絶対いわゆる発生はしない安全施設だということをずっと強調されておりましたよね。だから今のことでやはり停止がもう２週間以上というふうなことを、じゃあ、もう全然それは問題ないというふうに管理者が言われてるのか、それはどうですか。

○議長（広川善徳）　中貝管理者。

○管理者（中貝宗治）　問題ないと思っております。ごみ処理がこのことによってとまったわけではありません。２炉あります。何かそのことによって私たちの側の行政や住民の側に迷惑がかかったわけではありません。何よりも、何度も申し上げておりますが、今回のこの炉停止は正当な行為です。つまり求められた事前のやるべき事柄をやってるわけでありますので、正当な行為に関して責任が発生のしようがないと、このように思います。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　それでは、今、管理者が何ら問題ないという、こういったことを言っておられますので、これは全く私は理解できませんし、こういった異常な焼却炉停止、これをぜひ教訓にして、今後、再発防止、これにしっかりと取り組んでいただくことを強く求めておいて、次の３項目めに入らせていただきますが、水俣条約に基づく水銀の規制値ということでは、いわゆる自主保証値と一緒だということで、これについては、自主保証値を徹底することがこの対応になるんだということでお聞きしましたけども、ぜひそういったことをしっかりと特に水銀については、大気汚染、大変危ないものでありますので、徹底をしていただきたいというふうに思っております。

それから、大気汚染対策ですけども、水銀のこの関係につきましては、地元の皆さんには報告はきちっとされるというふうなことでいいのか、その１点だけちょっと確認をさせてください。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　特に水俣条約を発効されたことによって、30年４月１日から大気汚染防止法上の規制が変わるということについては、現在までにはご報告をさせていただいておりませんし、何ら基準値自体が変わっておりませんので、また運営委員会等の中で触れさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　それでは、これで私の質問を終わります。

○議長（広川善徳）　以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

日程第３　議案ごとに質疑・討論・表決

○議長（広川善徳）　これより第５号議案平成29年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第１号）について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳）　質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳）　討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件を可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳）　ご異議なしと認めます。よって、第５号議案は、可決することに決しました。

次に、第６号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　それでは、３項目質疑を上げておりますが、３項目めの木谷川の水質試験業務、これにつきましては、これまで一般質問でご答弁いただいておりますので、取り下げていただいて、２点についてお伺いします。

いずれも今回のいわゆる都市計画事業認可取り消し訴訟に絡む費用であります。訴訟手数料、それから顧問弁護士業務委託料、これについては専決処分で議会にも諮られずに処理されたものでありますので、特に顧問弁護士業務委託料につきましての説明を求めます。

○議長（広川善徳）　答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　今ご質問いただきました顧問弁護士業務委託料については、専決処分ではなくて、通常の予算を計上して予算成立させていただきました。その委託料については、工事の完了が７月末でしたので、建設工事に伴う各種法律相談などが今後余りないであろうという予測のもとで前期のみで打ち切らせていただいて、50万円、その後における諸課題等の相談事については個別に対応をお願いするというふうなことに相なっております。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　訴訟手数料っていいますか、この訴訟手数料はどうなんでしょう。

○議長（広川善徳）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　訴訟手数料につきましては、専決処分をさせていただいて承認をいただいたというふうなことですけども、都市計画法に基づく事業認可取り消し請求事件における訴訟参加委任契約費用で、その成功報酬について500万円ということで支出をしております。この成功報酬につきましては、旧日本弁護士連合会報酬等の基準を参考に積算をしておりまして、経済的なメリットを試算して算出するわけですけども、最も少額な用地補償費をベースとして積算し、着手金417万4,000円、報酬金834万8,000円という試算になるわけですけども、合計が1,252万2,000円ということになりますけども、着手金として23年度に支払っておりますので、その差額として、弁護士とご協議させていただいて500万円という額で決定をして支出をさせていただいております。

○議長（広川善徳）　１番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　今、特に訴訟手数料の関係で説明ありましたけども、そもそもこのいわゆる訴訟につきましては、構成市町の住民98人が県知事を相手に起こした都市計画事業認可取り消しの裁判でありますけども、これもこれまで議論してきたところでありますけども、組合は被告として本来県を相手に起こしておりますが、組合も進んで被告に参加したということで、裁判結果につきましては住民側の敗訴となったわけでありますけども、しかし、原告適格の拡大、こういったものの成果を

上げた裁判であります。

　このいわゆる進んで構成市町の住民と直接争う裁判に進んで参加したということは、自治体の責にもとる行為ではないかということと、さらに、組合のこの負担でありますけども、構成市町の住民は手弁当で持ち出しているというこういう中でも、税金を納めている組合員に自分たちの裁判の相手になって、さらに費用負担もすると、こういったことがされているということは大変残念であるし、許せないということを指摘して、質疑を終わります。

〇議長（広川善徳）　以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

　そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（広川善徳）　質疑を打ち切ります。

　これより討論に入ります。討論はありませんか。

　８番上田伴子議員。

〇上田伴子議員　８番、上田伴子です。第６号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

　北但ごみ処理施設の整備については、平成28年７月末で完成し、正式運営が開始されました。これまでの北但ごみ処理施設の整備と運営の問題点を指摘して、反対します。

　第１は、施設の候補地選定は、住民の合意を得ることなく推進し、土地収用法で強制収用を容易にするため、県知事による都市計画決定を行い、全国で初めてごみ焼却処理施設用地を地権者の同意なしに強制収用したことです。

　第２は、構成市町住民98人が県知事を相手に都市計画事業認可取り消しの裁判を起こし、先ほど言われましたように、組合が進んで被告参加して構成市町の住民と争い、裁判費用を組合が負担したことです。

　第３は、公設民営方式による施設運営事業の総合評価一般競争入札では、１、低入札価格調査基準価格１円オーバーの入札が予定価格低入札価格調査基準価格の事前公表で適正入札に疑問を残したことであり、入札参加事業者の提案書が著作権を盾に非公開とされ、契約情報が住民と議会に公開されなかったことです。さらに、事業途中で事業者の言いなりに物価スライド条項を活用し、契約額を増額したことです。

　第４に、施設完成の平成28年８月から12月までに、７回の水銀混入や炉内異常燃焼による焼却炉停止の発生について、平成28年度決算の主要な施策の成果の説明書に一言も記載がないのは不可思議なことです。また、監査意見書の、現在まで特に大きな事故もなく安全に施設の運営が行われているとは、排ガス等による焼却炉停止の発生事実を無視しており、認めるわけにはいきません。

　以上を指摘して、第６号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について反対します。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

〇議長（広川善徳）　ほかにありませんか。

　15番升田議員。

○升田勝義議員　15番、升田。ただいま議題となっております第６号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものとの立場から討論いたします。

今るる反対討論がございましたが、このように完成をして稼働をしとる施設について、強制収用が云々くんぬんだとか、また、古い話を持ち出されていろいろこの決算は認定をできないというようなことについては、大変私は不可思議に思います。いつまでそのような考え方を持ってこの施設を運営しようとされておるのかということについて、いささか疑問を感じるところであります。

平成28年度の決算には、施設建設工事において設計の見直しの影響で現場チェックがおくれたこともあり、平成28年３月末の完成、引き渡しが若干おくれたこともございます。４月から試運転期間を活用したごみの全量受け入れを行い、８月には施設の本格稼働が行われたところであり、着実に事業が進められておるという決算であると考えます。よって、本決算は認定すべきものと考え、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（広川善徳）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳）　討論を打ち切ります。

これより第６号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（広川善徳）　起立多数であります。よって、第６号議案は、原案のとおり認定されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳）　ご異議なしと認めます。よって、第101回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会　午前11時18分

〔議長閉会挨拶〕

○議長（広川善徳）　閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、去る10月２日に招集されまして、本日までの11日間にわたり予算１件、決算１件の合計２件を慎重にご審議を賜り、全て滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。新施設でのごみ処理施設が開始され１年余りが経過しましたが、ごみ処理行政は１日も休むことができません。今後とも安全・安心な施設運営を図るためにも運営事業者と連携を図り、管理者を初め当局職員におかれましては、より一層の努力をされますよう願うものです。

終わりに当たり、議員各位におかれましては、諸行事多端な折から、どうかご自愛くださいまし

て一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

続いて、管理者からの発言の申し出がありますので、お聞き取りください。

〔管理者閉会挨拶〕

○管理者（中貝宗治）　閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る10月２日に開会いたしました第101回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりました。組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し心から敬意を表します。

今期定例会には、私から２つの案件を提案いたしましたが、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

先ほどの一般質問において、議員各位からさまざまなご意見、ご助言を頂戴したところですが、引き続き地元から安心していただける施設運営を行うことが私ども組合に課せられた使命であると認識しております。

なお、都市計画法に基づく事業認可取り消し訴訟についてのご意見もございましたが、裁判所の判断は、原告の主張には合理的理由がないというものでございまして、控訴も可能でありましたけれども、みずからその内容を受け入れて控訴を断念されたという事実を再度ご確認をいただければというふうに思います。

議員各位におかれましては、今後とも事業への格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。